

平成 28 年度 第 1 回安曇野市環境審議会 会議概要

1	審議会名	平成 28 年度 第 1 回 安曇野市環境審議会
2	日 時	平成 28 年 5 月 17 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 15 分まで
3	会 場	本庁舎 3 階 共用会議室 306
4	出 席 者	環境審議会委員 13 名
5	市側出席者	堀内市民生活部長 久保田課長・蓮井係長・三澤副主幹 (以上 市民生活部 環境課) 小穴係長 (以上 市民生活部 廃棄物対策課) 丸山係長・斉藤主査 (以上 農林部 農政課)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人 1 名	記者 2 名 (信濃毎日新聞社 市民タイムズ各 1 名)
8	会議概要作成年月日	平成 28 年 6 月 28 日

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 市長あいさつ
4. 自己紹介
5. 環境審議会の目的等
6. 会長及び副会長の選出
7. 会長及び副会長あいさつ
8. 審議・報告事項

協議・審議事項

- (1) 三郷地区畜産臭気対策について
- (2) 平成 28 年度安曇野市一般廃棄物処理実施計画について
- (3) 安曇野市環境基本計画年次報告について
- (4) 第 2 次安曇野市環境基本計画策定スケジュールについて
- (5) 安曇野市水環境基本計画策定について
- (6) その他

9. 閉会

【議事】

- (1) 三郷地区畜産臭気対策について

<環境課 環境保全担当、農政課 生産振興担当から説明>

<質疑>

委員：臭気指数について、12 で分けているが、臭気と悪臭を分けているのか、悪臭と臭

気の違いについて聞きたい。

事務局：良いにおいも悪いにおいも、人によって感じ方は様々。三郷の畜産の臭いは誰しものが臭いと感じる。これは悪臭である。菓子製造施設から発生する臭気は、一般的にはいいにおいであるが、臭いの濃さによっては公害にもなり得る。臭気指数規制はすべてのにおいが規制されるものではなく、周辺住民からの苦情により、住環境が損なわれていると認められる場合に対策を取っていただくことになる。

悪臭に臭気も含まれることとなる。苦情になるもの、規制の対象になるものが悪臭である。

委員：苦情があつて悪臭ということか。

事務局：その通り。

委員：7ページに住宅、商業、工業地域の区割りがあるが、6ページにある地図との相関について、どの地域を指すかよく分からない。敷地境界線での測定は風向きが関係すると思うが、測定時の風向、風速等を図上に指し示すことは出来ないのか。

事務局：規制地域の地図上への表示は次回お示しする。6ページの地図上だと住居等が密集している地域が住居系。住居系以外は、その他地域となる。ちなみに上長尾畜産団地はその他地域になる。実際の測定は、苦情受付から、測定するまでは時間がかかってしまう。そのため苦情があつた時と同じ気象条件下で、その事業所周辺を巡回し、一番臭いが強い箇所を特定し、風下で臭気指数測定を行う。特定の場所で、あらかじめ指定して測るものではない。苦情が出た当時の臭気に近い物を測定していく。

委員：リレーションタイム、時間で環境が変化するのは当たり前なので、2番目の質問への回答は理解した。工業地域の規制値の数値測定はどこで行ったのか。

事務局：実測ではなく、設定した数値が18ということ。土地利用条例で示されている地域に当てはめるもの。基準値ということ。実際に測定した数値ではなく、基準とする数値である。

議長：次回、住居、商業系、工業系を色分けし、苦情データの地図に書いていただきたい。

委員：提案であるが、気象条件はとても大切である。市では気象状況を常時観測はしていないと思う。現在、格安で気象データを観測できる機器がある。市で導入し、基礎的なデータを蓄えるのは重要だと思うがいかがか。黒沢上流と下流（臭気確認が多い箇所）に設置し、365日データを蓄積することは、役に立つと感じる。

環境課長：研究させていただきたい。

委員：資料1の問題は三郷村当時より継続し20年近くなる。なかなか住民の声が届かないことがあり、対策が遅れ、合併時急遽、当時の環境審議会で答申書を出したが、市の体制、担当者の変更などにより、対策が進まず、平成18、19年当時は、酷い状況であった。三郷の環境審議会委員から対策についての要望書の提出があり、現在まで対策が続いている。これは悪臭の公害である。また団地の直近に住んでいる方にとっては臭いが続くことから、人権問題になりかねない。

市の努力で臭気指数規制が昨年末から始まった。15という臭気指数規制値も設定さ

れた。私は対策に期待を持っている。この成果を是非、他の業者にも応用していけばいいのではと期待している。今後は対策の仕掛けを充実させ、いつ頃までにこの問題にケリをつけていくか、方向を見定めながら進めていただきたいと要望する。

委員：2 ページ⑤ 27 年度に 2 戸の畜産農家で改善計画を履行とあるが、結果がどうであったのか評価はどうなっているのか。

事務局：1 戸の畜産農家で改善計画を全て履行済とある農家は、臭気指数規制に係って計画する 2 戸の農家とは別である。自主的に改善計画を出している農家であり、単年度での計画で 27 年度の 1 年間として計画した内容がすべて履行したという内容になっている。同計画の履行による効果として、畜舎内で病気が発生したことにより、多少飼養頭数が減った状況をよい機会ととらえて、大規模な清掃を実施した。畜舎に溜まったふん尿が排出され、事業槽で処理したのが 27 年度であった。多少の臭気が発生していたが、敷地境界付近で担当として感じたことは、少しずつ状況はよくなっており、清掃もそろそろ終わるので、今年度は数値がかなり良くなるのではないかと思う。現在は今年度の計画に基づいて対策を実行していただいております、市の農政担当と県の普及センター技術員により進捗管理と効果確認を行っていく。

委員：改善計画の効果があるかないかを、チェック、アクションでまわしていただきたい。効果がなければ改善計画の中身がよくないと理解しなければいけない。改善はあったのか。

事務局：改善計画を全て履行した畜産農家の 27 年度数値は下がっているのですが、効果があるといえる。しかし、効果には時間差もある。清掃されたものが浄化槽で処理され、数値が段々下がっていくというのが実情である。農政課で測定している毎月の臭気測定結果の、臭気センサーの数値も下がっている。少しずつ効果が出ている。臭気指数規制の計画ではもっと厳格に行うことになっているので、その計画を実行することにより臭気は下がることを目的としており、今後もその姿勢で行っていきたい。

委員：2 ページの対策の検討の①、下水道接続の検討の記載があるが、28 年度にその見通しはいかがか。

事務局：下水道接続の関係については、昨年度まで農政課と下水道課で協議してきた。接続時には流し込む糞尿の基準がある程度下がっていないといけない。また接続について、長い距離の配管が必要であり、費用的なこともある。現在、畜産農家では事業槽で糞尿を処理しているが、もう少しきれいにならなくては難しい。ただし、下水道への接続を諦めた訳ではなく、引き続き、糞尿の対策も含めながら、並行して下水道接続についても検討していくという状況。

環境課長：引き続き検討して行くということによろしいか。

(2) 平成 28 年度安曇野市一般廃棄物処理実施計画について

< 廃棄物対策課から説明 >

- 委員：資源物の処理の仕方について、アルミ缶やスチール缶等はつぶした方がよいのか、つぶさず地区のごみ集積所に出すべきか。
- 担当者：アルミ缶、スチール缶については、中を軽く濯ぎ、汚れを落としてから出すことで、出す際、缶をつぶしても、つぶさなくてもよい。
- 委員：し尿・雑排水処理に関連して、市全体の水洗の下水道普及率はどのくらいか。
- 担当者：今手元に資料がない。時間をいただき、後程地区ごとの普及率をお答えする。
- 委員：リサイクルはこのように活かされているとか、畜産農家もこの地域に貢献しているというイメージアップをすることが出来れば、住民の理解も深められるのではないかと。市民と業者との関係性を作ることが重要である。

(3) 安曇野市環境基本計画年次報告について

< 環境政策係から説明 >

- 委員：要望としては、松くい虫対策では、処理した木材は体積で求められているが、面積等で表すことができないか。
- 担当者：担当（耕地林務課）に松くい虫の被害の状況を確認したが、実績は立方メートルでのみ示すことができないとのこと。平成 27 年度の被害木は 8,048 立方メートル。東山、西山の被害按分として東山で 85 パーセント、西山で 15%の被害であった。
- 委員：パーセントが出ているということは本数を数えてあるのではないかと。大雑把な面積から被害状況を表すことができないのか。
- 担当者：担当（耕地林務課）にその旨伝える。
- 委員：松くい虫対策について、明科の東山の空中散布を実施しているが、実施後、半年から 1 年程で松くい虫が再度、発生する。被害木伐採の樹木の基準はあるのか。
- 担当者：市の担当（耕地林務課）に確認したが、赤松の伐採についての基準、また方向性については、山林所有者の同意、地域住民の同意を得て、守るべき松林を守り、その他については樹種転換を図るという内容である。
- 委員：松くい虫対策について評価が全て A ランクとなっている。松くい虫に森林を荒らされないようにする防止対策はどの様になっているか。
- 担当者：有人ヘリによる空中散布、松枯れの原因となるマツノマダラカミキリの防除を目的とした薬剤の補助金交付、マツノザイセンチュウの防除を目的とした薬剤の樹幹注入及び講習会の実施、山林内被害木の伐倒、燻蒸処理、一般家庭被害木の伐倒、破砕処理の補助金交付、そのような形で担当（耕地林務課）から回答をいただいている。
- 委員：松が枯れるまで待つということか。
- 委員：木のことを考えると、大切と思われている赤松は、資材としての財産であるのか、観光資源であるのか、そういった点で違ってくる。松くい虫の被害は温暖化によって広がっている。固定的に刈れることが悪いと決めつけるのではなく、山地で森林

所有者の立場での対応、100年間立つ木を失うことなどをどう防ぐかを考慮すべき。

委員：市民は美化で見ている。価値感があるとはみえていない

委員：森林所有者からすれば、松枯れ対策として、空中散布や地上散布になると思うが、中山間地でせせらぎでもあれば、同時にオニヤンマが死んでしまう。

例えば農薬をバケツで10年間一定箇所に撒いたとして、これが環境に影響があるかないか、予測について、考えなくてはいけない。オニヤンマが死んでしまう程の農薬について、目に見えないところでの影響を検証すべきである。

(4) 第2次安曇野市環境基本計画策定スケジュールについて

<環境政策係から説明>

委員：策定スケジュールについて、最初に業者案が出ている。これはよろしくない。市民としての考えを元に、素案を作成、これをたたき台にして、業者がそれを元に案を作成、それを委員会に諮ることが前提。市民としてはよくない。

担当者：最初から業者案であるとの質問であるが、第1次環境基本計画をたたき台として、第1次環境基本計画が10年を経過する中、世相の移り変わりの中で重点的に取り組むもの、そうでないものを取捨選択し、指標、目標、重点施策について考えていかなければならない。基本的な構成は第1次環境基本計画とそう変わるものではない。市では環境宣言から外れた環境基本計画は作成できないと認識している。第1次の環境基本計画を踏襲、反省したもの、環境宣言にのっとったもの、大きなラインを外さない限りは、第1次環境基本計画と大きく異なるものはできないのではないか。

委員：プレゼンテーション前に業者に渡す資料にはそれも含まれるならば良い。

(5) 安曇野市水環境基本計画策定について

<環境保全担当から説明>

委員：水の収支バランスについては説明された。涵養事業等を実施するにはお金がかかるが、お金の収支バランス、資金調達についてはどのように考えているか。説明をお願いしたい。

担当者：お金のバランスについては、地下水涵養の取組として現在、麦後湛水といって、麦を作付けしている農地で麦の刈り取り後の休耕期間7月～9月を利用して2か月間、水田と同じように水を張って地下水を増やす事業を行っている。現在は、この費用を一般会計または企業からの寄付で賄っている。今後、麦後湛水事業に限らず他にも地下水を増やしていく方策を進めていかなければならないと考えていて、この費用については寄附、または協力金という形でご負担いただき、また、その範囲をどのようにしていくかといった費用負担、割合、対象者についても今後10月までに検討し計画の中でお示しをしていきたいと考えている。

委員：基本的な質問であるが、水田に張られている水は涵養されているか。

担 当 者：水田が主な涵養源となっている。安曇野市地下水保全対策研究委員会が研究した結果、安曇野市で地下水が減少している直接の原因は水田が減っていることに原因があることが明らかになった。30年程のスパンで見ると減反政策が行われたことにより、市内の水田が半分程となって、このことが現在の地下水の減少に直結している。

委 員：地下水の水質の問題で、農薬を一番使う場所が水田であると思うが、聞いたところによると、西山の水が御法田に湧水として出てくるまでに2～30年程かかる。御法田で化学物質が30年後に出てきたときにどういったことが考えられるかといった問題意識を持って議論がされているかどうか。

市民生活部長：地下水の計画は、質と量という2面的に整理していかなければいけない。どちらかというとクローズアップされるのは、安曇野、松本盆地の地下水位が減っている、わさび畑の湧水量が減っているという量だけにいきがちだが、実際には、水質という部分にも必ず着目していかなければいけない。一番言われているのは、亜硝酸態窒素で、化学肥料が大量に使用された時代がある。この地中に残留した化学肥料が地下水に浸透し地下水を汚染しているという実態が全国にはある。ただ、ここ安曇野市は水道水源が100%地下水でありそういった危惧はないが、自治体によってはそういった水道水源を捨てているというところも全国各地にはある。そういったことを早くからJAにお願いして、化学肥料をあまり使用しない方法、有機肥料ならよいかということでも無いが、畜産の堆肥を畑に散布する等、使う側、散布する側も農業者も事業者もみんなが配慮していかななくてはいけないということであるので、この計画の中できちんと明確にしていかなければいけないですし訴えていかなければいけないと考えている。

委 員：今の話で、定点観測（地下水の水質検査）の結果の傾向はどうなっているか。

市民生活部長：一時増えてきたが、現在は横ばいから少し減少している傾向である。皆さん配慮していただいている中で効果が出ていると思う。地下水構造の層によって、どの辺までが農家で使った水が浸透していつているのかといったことも今回、信大に委託している調査の中で明らかになってくると思うので、水道水源として使用している100m以下の近い部分について汚染しているのかどうかということも明らかにしていきたい。砂礫層の構造等により、浸透していくスピードや流れも大きく違うという見解も出ているので、見える化（可視化）により、分かりやすくなるよう信大にお願いしている。

委 員：去年、一昨年、地下水の年齢測定を行ったが、3箇所、浅い所で採取された水だったと思う。今後100m、200mの深い所の地下水の年齢も測定をお願いしたい。

市民生活部長：信大が他でやった例もプレゼンテーションで見せてもらっているがどの地点で涵養され、何年かかっている地下水なのかといったこともシミュレーションできるので、信大の研究に期待している。

委 員：転作田湛水により80.5万t涵養したとあるが、効果があると読めばよいのか信州大学の先生のこれが効くのだという話を聞いたことがある。

市民生活部長：これまでの地下水位の経年変化の中で600万t/年地下水が減っているという試算が

されている。600 万 t/年と比較したときに効果がどうかということはあると思うが、何もやらなければ 600 万 t/年減少のままだが、2 カ月であるが涵養すれば 80 万 t/年の効果があると理解していただきたい。

委員：農家は徹底的に畦を作る等して、水漏れ対策をしている。畦は水漏れ対策として実に効果がある。農家が、一生懸命水漏れ対策を行っていることを頭の中に入れておいていただきたい。

市民生活部長：水の問題で出てくるのは水源。雨は共通に使えるが、一回一級河川等に入って利活用するとなると水利権の関係でなかなか自由に使えないという問題がある。麦後湛水も連作障害の防止のためにやっているという理由を付けて国土交通省には理解をいただいているが、規制がある。国では水循環基本法が制定されたので、関係省庁の横の連絡が今後されていくことを期待したい。

議事 午後 4 時 15 分終了